

(写)

平成23年3月29日

各部局等の長 殿

地域協働部長 岸 上 善 徳

平成23年度予算執行方針について（依命通達）

このことについて、高浜市予算決算会計規則第13条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので、命により通知します。

記

### （市財政の状況と平成23年度予算）

平成23年度は、依然として厳しい経済情勢が続くと予測され、市税収入の大幅な回復を見込むことができない一方で、義務的な経費が確実に増加することから、本市の財政状況は、極めて厳しい状況が続くことが予想される。しかしながら、これら財政環境の変化の中にあっても、本市の将来を見据えた施策や現下の市民生活を守る施策については、確実かつ継続的に実施し、市民の期待に応えていかなければならない。

そのような中、新たにスタートする第6次総合計画を着実に実行していくため、『緊急財政方針』に加え、新たに策定した『中期財政計画』により、「選択と集中」、「事務事業の見直し」、「ムダの一掃」の3つの取組みをより推進するとともに、「事業仕分け」による事業の廃止・見直しなどにより、市民との協働により創りあげたアクションプラン、緊急性の高い事業、市民生活に不可欠な事業など、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」を選択し、重要度の高い事業を優先した予算編成を行ったところである。

この結果、一般会計当初予算額は、対前年度比5.1%の増の133億7,180万円となったが、収支不足を、大幅な財政調整基金の取り崩しにより対応したため、今後の財政運営にあたっては、非常に厳しい状況にあるのが現実である。

### （予算執行における基本的姿勢）

平成23年度の予算の執行に当たっては、現下の厳しい財政状況を真剣に受け止め、予算編成と同様「緊急財政方針」及び「高浜市中期財政計画」に則り、事務事業の執行に当たっても、より一層の徹底した簡素合理化に努め、経費支出の最適化及び効率化を実行し、各部局の総力を結集し、この厳しい難局を乗り切っていくものとする。

また、「市民のための予算」を執行するという自覚を持ち、市民サービスの充実と向上に努めることは言うまでもなく、「予算の使い切り」の発想を払拭し、計画的かつ効率的な執行を行い、予算の執行残額については、補正予算で即減額、不執行とすることで、基金への積極的な積立てを行い、財政基盤の強化を図っていくものとする。

## 【予算執行に当たっての留意事項】

### 1 基本的事項

- (1) 予算の配当については、年度当初に一括配当することとするが、予算の執行に当たっては、その趣旨や議会審議等の経過を踏まえた上で、法令、条例、規則等に従い、厳正かつ的確に執行すること。
- (2) 平成22年度から平成23年度への明許繰越しについては、的確な執行及び完了に努めること。なお、平成23年度事業については、年度内完了に努め、平成24年度への明許繰越しの措置を講じることのないよう対応すること。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、優先度、収入の確定等を勘案し、綿密な予算執行計画に基づき執行を図ること。
- (4) 各事業の推進に当たっては、市民の理解と協力を求めるとともに、事業相互の関連に配慮し、関係部局・グループと十分な調整を図ること。
- (5) 事務処理は、常に合理性を追及し、正確かつ迅速に行うこと。
- (6) 増額を伴う補正予算要求は、制度改正や事故など特段の理由がない限り認めないこととする。真にやむを得ないものについては、財政担当と協議すること。
- (7) 各部局の事務事業については、総合計画及び自治基本条例に基づき、ホームページの媒体などを通じて、適時・適切かつ効果的にわかりやすく提供すること。

### 2 歳入予算の執行

- (1) 市税は、税制改正及び地域経済の動向に十分留意し、課税客体の的確な捕捉により積極的な確保を図ること。使用料及び手数料については、納期内納入に努めること。また、市税や各種使用料等の滞納、未収については、「(仮称)高浜市債権管理計画及び徴収計画(平成23年度～平成25年度)に基づき、適正な管理と実行を常に意識し、収納率の向上に努めること。
- (2) 補助金等については、新政権の「新成長戦略」及び「財政運営戦略」により示された、経済・財政政策の基本的な方針の下、まずは、都道府県から「ひも付き補助金」の一括交付金化への取り組みがスタートする。県補助金については、新知事が「6月補正予算で、マニフェストに盛り込んだ経済振興や医療福祉などへの集中投資に取り組みたい」と発言していることから、その動向に傾注すること。  
関係官庁の補助金削減情報や制度改正等を的確に把握し、迅速、適切な対応を行うこと。
- (3) その他の収入についても、的確に把握し、収入の積極的な確保と増収に努めること。

### 3 歳出予算の執行

- (1) 予算の執行に当たっては、事前に周到な予算執行計画書を作成し、早期執行、早期効果の実現に努めること。
- (2) 事情変更により、予算積算外のものを執行しようとする場合は、たとえ少額であっても、必ず全体の状況を把握した上で、その時点で必要な措置を講じること。
- (3) 契約の締結に当たっては、入札・契約制度の改正等に留意し、公正かつ競争メリットを活かして行うこと。また、1社随意契約による場合は安易に見積額によることなく、実勢価格を考慮すること。
- (4) 全ての事業について、「市民にとって本当に必要な事業であるか」、「事業の実施方法については最も効率的な手法となっているか」を常に意識するとともに、費用対効果等を十分に検証し、事業の必要性の薄いもの、事業効果の上がらないものについては積極的に整理・縮減を図ること。
- (5) 職員の人件費は、最大の事業費であることを自覚し、時間外勤務については、「高浜市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」に基づき、ノー残業デーの徹底、事務分担の見直し、事務改善の推進を図り、縮減に取り組むこと。
- (6) 事業完了に伴う検査及び履行確認は、厳正・迅速・確実に行うこと。
- (7) 執行目的の達せられた予算残額は、不用額として残し、他への流用はしないこと。また、多額の不用額が見込まれるものについては、減額補正の措置を講じることとし、意図的に流用財源として留保することにより、他の不足する科目の補正回避を図ることは厳に慎むこと。

### 4 予算の流用及び予備費の充用

- (1) 予算額に過不足が生じた場合は、原則として補正予算によるが、緊急で補正対応が困難な場合は、決裁規程及び予算決算会計規則に基づき、予算の流用又は予備費の充用すること。この場合においては、増加科目、減少科目ともそれぞれその根拠を明確にし、(必要に応じて、理由書等を「予算流用伺書」又は「予備費充用伺書」に添付)、決裁後、財政担当に回付すること。  
また、目節間の流用といえども、みだりに行うことは予算の目的に反するので、範囲・金額とも必要最小限にとどめ、余剰が生じないようにすること。
- (2) 流用・充用は、すべて千円単位で行う。  
ただし、次に掲げる流用は、行ってはならないこと及び一旦流用又は充用した経費を、更に他の経費に流用することはできないことに留意すること。
  - ① 人件費と物件費の相互の流用（統計調査に係るものを除く。）
  - ② 交際費を増額するための流用
  - ③ 当該予算計上の目的に反する流用